

ベトナムにおける「近代経験」をめぐる

—水林彪報告へのコメント—

鮎京 正訓

はじめに

水林彪報告が「社会体制と法」研究会に提起している問題は、2つある。1つは、「文明史・国制史論」から法の歴史を描く、という主張である。この「文明史・国制史論」とは、いわゆる「世界史の基本法制」＝「単線的歴史発展論」とは異なる歴史像の提起であるとされるが、しかし、同時に氏の主張は、あくまでも「普遍」を語ろうとするところに特色があるように思われる。すなわち、氏によれば、「私の目指すものは、civilisationという普遍史的問題を基準として諸々の個別的存在の諸連関を探求すること、そのような仕方での、普遍を媒介とする個別ないし特殊の認識である」（水林「西欧法の普遍性と特殊性—比較法史的考察」比較法研究 65号、有斐閣、2004年、11頁）。

氏によるいま1つの問いかけは、直截に社会主義法研究者に対するものである。氏は、「社会主義法」とは何であったのか、そして、それをどのような方法で社会主義法研究者はとらえるのか、という点について、「社会主義法についての新たな総括」（当日の水林報告ペーパーより）をもとめている。すなわち、『『近代経験』に関する諸個別事例を総括し、そこから〈第一次『近代経験』—『社会主義経験』—第二次『近代経験』〉という歴史過程全体の人類史的次元での意味を考えようとする試み』（同上、水林報告ペーパー、傍点—原文）をもとめるものであった。

しかし本コメントにおいては、「文明史・国制史論」という氏の理論体系および社会主義法についての新たな総括の要求に対して本格的コメントを行う準備は出来ていない。本コメントにおいていささかなしうることは、これまで「社会体制と法」研究会が『『近代経験』と体制転換』というテーマで追求してきた主題に対して、それをベトナムという私の専門分野に関わって若干の検討を行うことである。すなわち、ベトナムは歴史的には長期にわたり中国の支配下に置かれ、その後、フランスによる植民地支配をうけ、さらに、社会主義的統治の時代をへて、近年における市場経済化の導入の道を歩むという歴史の中で、「近代経験」というものがどのような意味をもち、この「近代経験」という主題に関わっていかなる論点が存在するかについての検討を行うことにする。そして同時に、「法整備支援」（この点につき、以下の文献を参照のこと。鮎京「アジアの法律整備支援体制」猪口孝編著『アジア学術共同

体 構想と構築』NTT出版、2005年所収、鮎京「学界展望：国際シンポジウム 開発における法の役割」アジア経済、2005年4月号）という、新たな「近代経験」にもふれることになるし、また、氏のいう1つの論点でもある「中心-周縁」という問題についても、いわゆる中国とベトナムとの関係にかかわって、土地所有をめぐって、その問題性格の一端を紹介することに努めたい。いずれにせよ、本コメントは、氏が提起している諸問題に対して、きわめて「断片」的なものにとどまっていることを予め記しておきたい。

1 理論、方法の問題について

(1) 「文明」という観点について

水林氏は、「文明」という用語を、エンゲルスの『家族・私有財産・国家の起源』に依拠して、「共同体を基礎とする身分制的国制の時代から、…市場経済社会を基礎とする文明的国制の時代へ」（同上、水林報告ペーパー）としてとらえ、ここでいう「市場経済社会」とは「資本主義経済」ではないことに注意を喚起している。

ところで、アジア諸国法研究においては、「文明」という用語ですぐに想起されるのは、梅棹忠夫『文明の生態史観』（中公文庫、1998年。初出、1957年）である。

梅棹氏は、世界を、西洋と日本など「その生活様式が高度の近代文明である」（同上、107-108頁）「第1地域」と、中国、東南アジア、イスラム諸国、ソ連、中東欧など「そうでない」（同上、108頁）「第2地域」に区分し、その2つの地域においては「社会の構造がかなりちがう」（同上、113頁）ことに着目する。そして、「文明」を論ずる際の「系譜論と機能論」（同上、104頁）にふれたのちに、「文明」とは「巨大な工業力」、「交通通信網」、「行政組織」、「教育制度」、「学問」など（同上、106頁）と定義づけたうえで、なによりも2つの地域の社会の構造の違いを知るためには「封建制の比較史」（同上、115頁以下）を分析することの重要性を論じ、また、「資本主義体制」の成熟と「革命」（同上、114頁）との関係に言及し、「生態学」とは「主体・環境系の自己運動」（同上、121頁）をとらえる。

水林氏と梅棹氏の「文明」概念への考察方法は、異なる位相にあるものといえるが、しかし、植民地、途上国の「近代経験」を論じようとする場合には、梅棹氏の「文明」観は、それらを分析するうえでの手がかりを与えてくれているように思われる。いずれにせよ、ベトナムのように中国からみれば「周縁」であり圧倒的な農村社会の歴史理論を、「未開」から「文明」へという図式でとらえようとする場合、「市場経済社会」であれ「資本主義経済」であれ、これらの諸用語で整理するためには、他の相当の諸ファクター—例えば、「植民地化」、「社会主義化」、さらには外国からの「援助」などを介在させる必要があると考える。

(2) 「普遍」と「特殊」ということをどのように考えるか

本コメントにおいて、「文明」観のあれこれについて上記のようにのべるのは、実は、現代日本におけるアジア諸国法研究をめぐり理論状況を明確に意識してのことである。

近年、日本では、1980年代終わりから90年代初めにかけての社会主義体制の崩壊を1つのきっかけとして、「発展段階論」への反省ともあいまって、「法文化 legal culture」論が様々

に提起されてきた。たとえば、木下毅『比較法文化論』(有斐閣、1999年)は「東西法文化」について論じ、野田良之教授の所説に依拠して「狩猟・漁撈・採集型」、「遊牧民型」、「農耕民型」のメンタリティから法文化論を語っている(同上、5頁)が、これは要するに「風土」論である。いま必要なことは、そのような「風土」論を語るのではなく、たとえば、氏のいう「東アジア法系」に属するとされる「(ヴェトナム法族)」(同上、52頁)とは何か、そしてそのような分類が可能かについての実証研究こそが求められているといえよう。

また、いわゆる「アジア法」研究における「普遍」と「特殊」についていえば、従来の日本の法学研究では、たとえば、中国法の「圧倒的影響」のもとでベトナム法がいかなる「独自性」をもっているかという観点から研究が行われてきた。中国の周辺=周縁諸国法研究が従来のモンゴル(蒙古)法制史研究などを別として手薄な研究状況のもとでは、中国法を1つの基準として周辺諸国の法を論ずるという論じ方は、研究のそのような段階においては当然出てくる考え方であり、むしろ、たとえば仁井田陞にみられるように「唐を中心として見たる東亜の法律」(「東亜研究講座」71輯、1936年)という観点は、アジアにおける中国法以外の諸国法にも、漢籍資料にもとづいてではあるが、考察対象を拡大したという意味において、学問の発展にまぎれもなく寄与した、といえる。

しかし、中国の周辺諸国法を専門とする研究が本格的に登場しつつある現在の学問状況は、従前の、中国法を基準として周縁を論ずるという方法自体、その限界と有害性が明確になってきた。すなわち、周辺諸国の法および社会に対する実証的な研究は、中国を基準とするだけでは説明できない問題が多々存在していることを示したし、また、ひとまずは、周辺諸国の法を、中国法を基準とするという前提をとり外して研究してみる必要性を増大させた。

「中心」-「周縁」という理論枠組は、方法としては、たとえば従属理論であれば、とりわけ植民地、現実の従属関係を理解し、世界史を構造的に把握する上では1つの視点を提供するものではあるが、「中心」との関係から問題がつねに考察される傾向、また、「中心」-「周縁」という関係性自体が問題に応じて主客を転倒させ変化していくという意味において、きわめて漠然とした理論となっていく傾向を否応なくもたされてきた。

2 土地所有をめぐるベトナムの場合

ベトナムの土地所有をめぐる日本の研究は従来、主として歴史学研究者によって行われてきた。①菊池一雅『ベトナムの農民』古今書院、1966年、とくに70頁以下、②同『村落共同体の構造』大明堂、1977年、③吉沢南『個と共同性』東大出版会、1987年、④桜井由躬雄『ベトナム村落の形成』創文社、1987年、⑤石井米雄監修/桜井由躬雄・桃木至朗編『ベトナムの事典』同朋舎、1999年、の「公田制」「村落」の項目(ともに桜井執筆部分)、⑥科研費特定領域研究・司法改革班(戒能通厚ら)『ベトナム現地調査報告書』2003年、⑦ヴ・ヴァン・イエン(中込武雄・大橋宣二訳)『仏印に於ける公田制度の研究』(Vu van Hien, La Propriété Communale au Tonkin, 1940)栗田書店、1944年、などがその代表的なものである。近年、ドイモイ以降のベトナム法の展開過程のなかで、土地は国有であるものの「使用権」の私有化のもとで、ベトナム土地法制に対する実証的な研究が本格的に法学研究者によって開始され

るに至った（文献⑥）。ベトナム土地制度の歴史的な考察にとっては、なによりも「公田制」をめぐる議論が重要である。「公田制」に関する最新の研究水準を示していると思われる文献⑤によれば、「公田制」とは、「15世紀から1953～56年の土地改革まで続いた割地慣行をもつ村落共有地制度」（136頁）のことである。

ところで、ベトナム公田制に関する古典的な書物であるヴ・ヴァン・イエ（ヴ・ヴァン・ヒエン Vu van Hien）『仏印に於ける公田制度の研究』（文献⑦）は、水林氏が報告で言及した中国の「井田制」について、それがベトナムに対しては影響を与えてこなかったことをのべ、「然し、仮りに支那に於いて井田制が実際に行はれて居ったとしても、吾々は井田制が安南国には決して伝来されなかった事を主張し得る」（同上、3-4頁）と言い、「紀元前三世紀以来、如何なる時期に於いても安南人は周の土地制度を知らなかった」（同上、5頁）と指摘した。

また、土地制度における家族をめぐらる問題についても、「支那村落の内部に於ける斯くの如き家族の優越せる役割は安南の村落に於いては全く存在していない」（同上、6頁）とのべ、ベトナムの「村落は血縁的關係よりも寧ろより以上地縁的關係に依って結ばれてゐる」（同上、6-7頁）と指摘した。そして、ベトナムにおける土地制度、とりわけ「共有地」については、むしろタイ族、ジャワ、そしてロシアなどに類例を見出すことができる、と結論づけている（同上、10-11頁）。

土地の売買という論点については、「村落共有地は売却することも、質入れすることもできない」（黎法典341条）と、文献①（72頁）は指摘しつつも、土地の実質的な私有財産としての売買が行なわれていた（同上、74頁）とものべている。

3 ベトナムの「近代経験」をめぐって

（1）ベトナムの「近代経験」とは

「近代」をどのように定義づけるかにもよるが、「その地域の『近代』における『近代』との接し方」（高見澤磨『「近代経験」と体制転換について』社会体制と法2号、2001年、54頁）という意味においては、これまでベトナムは大きくは2回にわたって「近代」との接し方を経たといえよう。もちろん、いわゆる社会主義（法）の導入という時期及びファクターを「近代」とよぶ、とすると3回ということになるが、本稿では、「近代化」＝「西欧化」とさしあたりとらえ、これについては「近代」とは別個のものと考えておくことにする。

さて、第1回目の「近代」と接した時点は、ベトナムが「仏領印度支那」としてフランスの植民地に組みこまれたときである。「革命」と「人権」宣言の国であったフランスを宗主国として、ベトナムは植民地支配をうけることになった。フランス植民地のもとで、ベトナムは、フランスの多くの文化を受けいれるとともに、法制度及び統治の領域でも「近代」化が進行した。フランスは当初、「同化政策」を採用し、その後、「協同政策」へと転換していくものの、しかし、これら法の分野の「フランス」化＝「近代」化は、愛国主義者のファン・ポイ・チャウによれば、「人種を陰滅する法律」（潘佩珠[長岡新次郎＝川本邦衛編]『ヴェトナム亡国史他』平凡社、1966年、182頁）のベトナムへの押しつけとして評価されたし、また、ホー・チ・ミンによつては、フランスからインドシナへの道のりは遠いので、正義を

象徴する自由の女神のはかりは平衡をうしない、「虐殺する剣」だけが残ることになったと評価された（ホー・チ・ミン「フランス植民地主義を告発する」アジア・アフリカ研究所編『資料ベトナム解放史』第1巻、労働旬報社、1970年、142頁）。したがって、ファン・ポイ・チャウおよびホー・チ・ミンによって、法の分野の「近代」化は、ベトナムにとっては否定的なものとして扱われた。もちろん、ホー・チ・ミンが起草した「ベトナム民主共和国独立宣言」（1945年9月2日）は、冒頭に1776年のアメリカ合衆国「独立宣言」と1789年のフランスの「人および市民の権利宣言」を掲げ、ベトナム「民族の権利」を主張したが、その重点はいうまでもなく、フランス「近代」がもった「光」によってその「影」である植民地支配を批判したのであり、1945年9月以降のホー・チ・ミンの政府がフランス「近代」の「光」の部分から自らの統治の原理として採用した訳ではなかった。

ベトナムにおける、「近代」との第2回目の出会いは、1980年代後半にはじまる「ドイモイ」（刷新）路線のもとで、市場経済化と対外開放政策が採用された時期以降のことであった。

法の分野においては、欧米・日本の援助機関および国際援助機関によって大規模に行われた「法整備支援」をとおして、ベトナムはこれまで経験したことがなかったような、「近代」との否応ない接し方をもとめられるに至った。

この第2回目の「近代」との遭遇は、グローバル化のもとでの「市場経済化」、WTO加盟といった、いわばより直接的に経済的な理由にもとづくものであった（この点につき、三ヶ月章「日本国の近代化（1868年）以後の法制度構築の歴史」ICCLC、10号、財団法人国際民商事法センター、2000年、を参照のこと）。

法整備支援は、とはいえ、援助各機関の政策により、その目標は様々であり、援助理念も異っていた。市場経済化促進のためか、人権、民主主義、ジェンダー促進のためか、法の支配の確立のためか、人間の尊厳のためか、等々、援助理念の対抗が実施主体の中に存在する。

いずれにせよ、ベトナムは1980年代末から90年代初頭にかけての東欧、ソ連の社会主義体制の一連の崩壊という事態を前にして、外国諸国からの法整備支援を積極的に受け入れることになった。

しかし、法整備支援にもなって受け入れることになった「近代」の内容は、上記のように多様であるものの、その内容が何であれ、少なくとも1980年代まで存在したベトナム社会主義（1980年ベトナム憲法体制をここでは想定している）とは基本的に対立する内容をもっていたことだけは確かである。

ドイモイ政策のもとで1992年憲法が制定され新しい道（市場経済化と対外開放路線の採用）を歩みはじめたとはいえ、すくなくとも統治体制の分野では、かつての1980年憲法体制からの根本的な転換はそれほど急速に行われているわけではない。

そのことは、2001年12月に行われた憲法改正が当初の予想には到底及ばない改正のレベルに止まり、とくに統治機構に関する改革の遅れは顕著であり、現在、法改革とともに行政改革によりややく大きな焦点があてられている。

しかし、同時に、現在、かつてのフランス植民地下での1920年代の行政改革、法改革を検討することが、ベトナムにおける法研究者の中で注目されてきている。すなわち、ベトナム

ムの法研究者が第2の「近代」の導入の時点で、第1回目の「近代」とそのあり方に着目したことは当然ともいえよう。

この第1回目と第2回目の「近代経験」の内容そのものについては、今後、歴史研究の課題として、1920年代論と1990年代論の比較を本格的に行うなかで解明されるべきことである。そこで、このベトナムにおける「近代経験」を考察する上で、きわめて興味深いと思われる研究をつぎに紹介して、ベトナムにおける「近代経験」をめぐらる問題の一端を提示することにする。

(2) ベトナムの「近代経験」をめぐらる若干の議論について

今井昭夫「植民地期ベトナムにおける立憲論と1946年憲法」(東京外国語大学「東南アジア学」第6巻、2000年)は、植民地期ベトナムにおける立憲論の系譜を、「文明化」を目指した20世紀初頭の愛国啓蒙運動にもとめ、その後の立憲党、『南風』雑誌グループ、あるいは急進的反植民地運動などにおける立憲論を実証的に明らかにし、どのような系譜の立憲論(反共産党・ベトミンのそれを含む)が1946年ベトナム憲法に影響を及ぼしてきたかを検討したものである。そして、今井氏は、「1946年憲法が植民地期の立憲論の積み上げの成果」(同上、158頁)であるという結論を導き出している。

周知のように、1946年ベトナム憲法は、フランスとの全面的な戦争(「抗仏戦争」)の前夜という複雑な時代状況の下で、ホー・チ・ミンの側がフランスに対して譲歩をしていた時期の憲法であり、内容的にも幾多の譲歩を示す条文をもつ憲法であった。そして、この1946年憲法は、その後の西側の研究者から「のちには、裏切り者の仕業だ」という評価まで加えられた経緯をもつほどに(これらの点につき、鮎京『ベトナム憲法史』日本評論社、1993年、89頁以下参照のこと)、今日の研究史においてもミステリアスな存在であった。

このような研究状況に対し、今井氏の研究は、植民地期ベトナムにおける立憲論(すなわち、立憲論の多様な系譜)を仔細に追うことにより、それらが1946年憲法制定過程に与えた影響を明らかにし、1959年憲法以降の憲法とは異なる「近代立憲主義」の系譜の主張を含みこんでいることを鮮やかに分析した。

したがって、「近代経験」とベトナムという問題を考える場合には、植民地期ベトナムのフランスによって押しつけられた「近代経験」(第1の「近代」と、ドイモイ以降の欧米、日本、国際援助機関などによる法整備支援という「近代経験」(第2の「近代」)の分析および比較研究とともに、その間に横たわる時期における、ベトナムの知識人による「立憲論」と「人権、民主主義、自由論」の系譜を解明することが研究課題として重要である。

おわりに—ベトナムにおける「近代経験」と伝統法秩序研究によせて—

ベトナムをはじめとするアジア諸国法研究を考える場合、「近代経験」が伝統法秩序にどのような影響を与えたかを考えることはいま1つの重要な研究テーマである。

ベトナムについていえば、フランス植民地期において、1920年代にフランスが行った行政改革の中でフランスが利用しようとしたものの1つは「郷約」(村の掟)であった。「郷約」

とは中国に起源をもち、ベトナムでは現存する最古の郷約としては15世紀のものがあり、村における紛争解決、婚姻・家族等に関する書かれた掟を指す。この郷約を、フランス植民地のもとで、とりわけ1920年代の行政改革、法改革の過程で「改良」しようとしたが、植民地化以前に制定されたものを「古典郷約」とよぶのに対し、これを「改良郷約」とよんでいる。また、1980年代末、ドイモイの過程でベトナムは1945年の革命以降「封印」してきた郷約を復活させ各地の人民委員会の指導のもとで新たな郷約の制定が行われ、これを「新しい郷約」とよんでいる。ここでは、ベトナムにおける2回の「近代経験」において、ともに「郷約」の「改良」、「復活」という現象が生起していることに注目しておく必要がある。

従来よりベトナムでは、「王法も村の垣根まで」ということわざが存在してきたが、これは、一般にベトナムにおける村落の自律性の「強さ」をあらわすものとして理解されてきた。しかし、自律性の「強さ」だけの観点からベトナム村落を考察することは一面的であろう。村落における自治の存在と、それを自らの支配に適合的のように国家の側が組みこむということとは矛盾することではない。いずれにせよ、郷約という村の掟のあり方について、現在のベトナム政府が深くコミットしようとしていることは事実である。

とはいえ、郷約は、「改良」され「新しく」されようとも本来的に古い時代に起源をもつものが多く、したがって、それは、今日から見ると「古い」価値原理に立脚している。たとえば、村の結婚式における結納に関する規定であるとか、あるいは新郎、新婦のアオザイの着用のすすめであるとか、さらには、紛争解決における「長老」の支配であるとか、全体的に、古い、伝統的なシステムを是認する規定をもつ場合もある。

その場合には、ドイモイの過程で提起された「法治国家」論、民主主義、人権などとの関連からは、本来的に相反する規定をもつことになる。同時に実体面からは、政府の側が、郷約を1つの「しほり」として、「法治」、民主主義、人権などの水準のあり方を逆に限定する体制を維持することを可能とするように郷約は機能していると位置づけることもできる。

この点との関連では、梅棹・前掲『文明の生態史観』は、「専制帝国の比較史」というテーマの重要性にふれ、「第1地域の諸国の植民地になることによってひきおこされる平行現象。朝鮮とインドシナの比較。李王家とバオダイ。同化政策。植民地インテリゲンチアの形成とその動向など」（同上、118頁）という研究プランのメモを記していることに注目しておきたい。

中国に起源をもつ「郷約」は、その後、朝鮮半島、ベトナムに伝播していったが、「郷約」をめぐる中国、ベトナム、韓国・朝鮮の歴史研究および比較研究とともに、現代においてこれらの各国が「郷約」に対していかなる位置づけを与えているかについての研究は、アジア諸国の「近代経験」というテーマを考える上で重要な研究分野であり、このテーマの解明に1つの手がかりを与えるものとなるであろう。